



資料No. 2

馬淵川特定都市河川の指定について

岩手県 県土整備部 河川課

令和8年2月4日



東北各地で頻発化・激甚化する災害

○東北は西日本と比べ、降雨は少ない傾向
○しかし、近年、毎年のように過去最大の降雨を記録し、大規模な洪水が発生

岩木川（青森県）H25.8洪水、R4.8洪水

大館雨量観測所：過去最大を記録



R4.8豪雨 米代川（秋田県）

雄物川（秋田県）

H29.7洪水、H29.8洪水、H30.5洪水

白鷹雨量観測所：過去最大を記録



R4.8豪雨 最上川（山形県）
他、H25.8洪水、H26.8洪水、R2.7洪水

R2.7洪水でも同地区で
氾濫被害が発生



下風呂雨量観測所：過去最大を記録



R3.8温帯低気圧による豪雨
[下北・上北地域（青森県）]

鳴瀬川水系吉田川ではH27.9
関東・東北豪雨でも氾濫、
R1.10東日本台風では決壊

古川雨量観測所：過去最大を記録



R4.7 前線による大雨
[鳴瀬川水系名蓋川 堤防決壊（宮城県）]

筆雨雨量観測所：過去最大を記録



R1.10令和元年東日本台風
[丸森町市街地 氾濫状況（宮城県）]

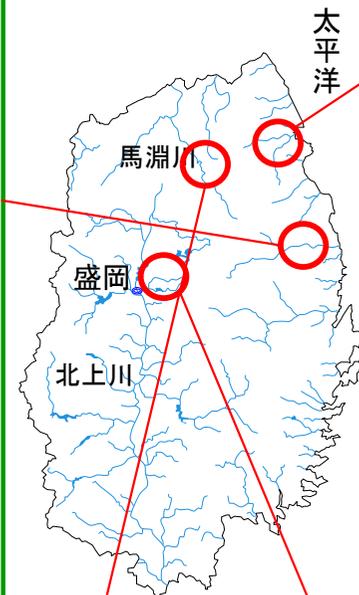
岩手県での近年の災害

気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化

平成28年8月台風第10号

実績雨量 **70.5mm/時間**(岩泉雨量局・**既往最大**)
家屋浸水 全県で2,102戸(うち全壊114、半壊250、床上1,763)

観測史上初めて岩手県に上陸、各地で甚大な被害



令和元年10月東日本台風

実績雨量 **71mm/時間**(久慈雨量局・**既往最大**)
家屋浸水 全県で602戸(うち床上279)

短時間の強い降雨による市街地の溢水、内水被害



令和4年8月豪雨

実績雨量 **42.5mm/時間**(奥中山雨量局・**既往最大**)
家屋浸水 全県で38戸(うち床上12)

一戸町では、平成18年、平成23年に続く溢水被害



令和6年8月豪雨

実績雨量 **99.5mm/時間**(藪川(気)観測所・**既往最大**)
家屋浸水 全県で20戸(うち床上9)

線状降水帯発生、局地的大雨による溢水被害



令和4年8月豪雨一戸町の浸水被害状況



むかいまち ほんちよう
一戸町向町・本町地区
R4.8浸水戸数20戸 (床上9戸、床下11戸)
H23.9浸水戸数18戸 (床下18戸)

中田橋

万代橋

さいほうじ せきや
一戸町西法寺地区 (関屋地区)
R4.8浸水戸数13戸 (床上3戸、床下10戸)
H23.9浸水戸数6戸 (床下6戸)

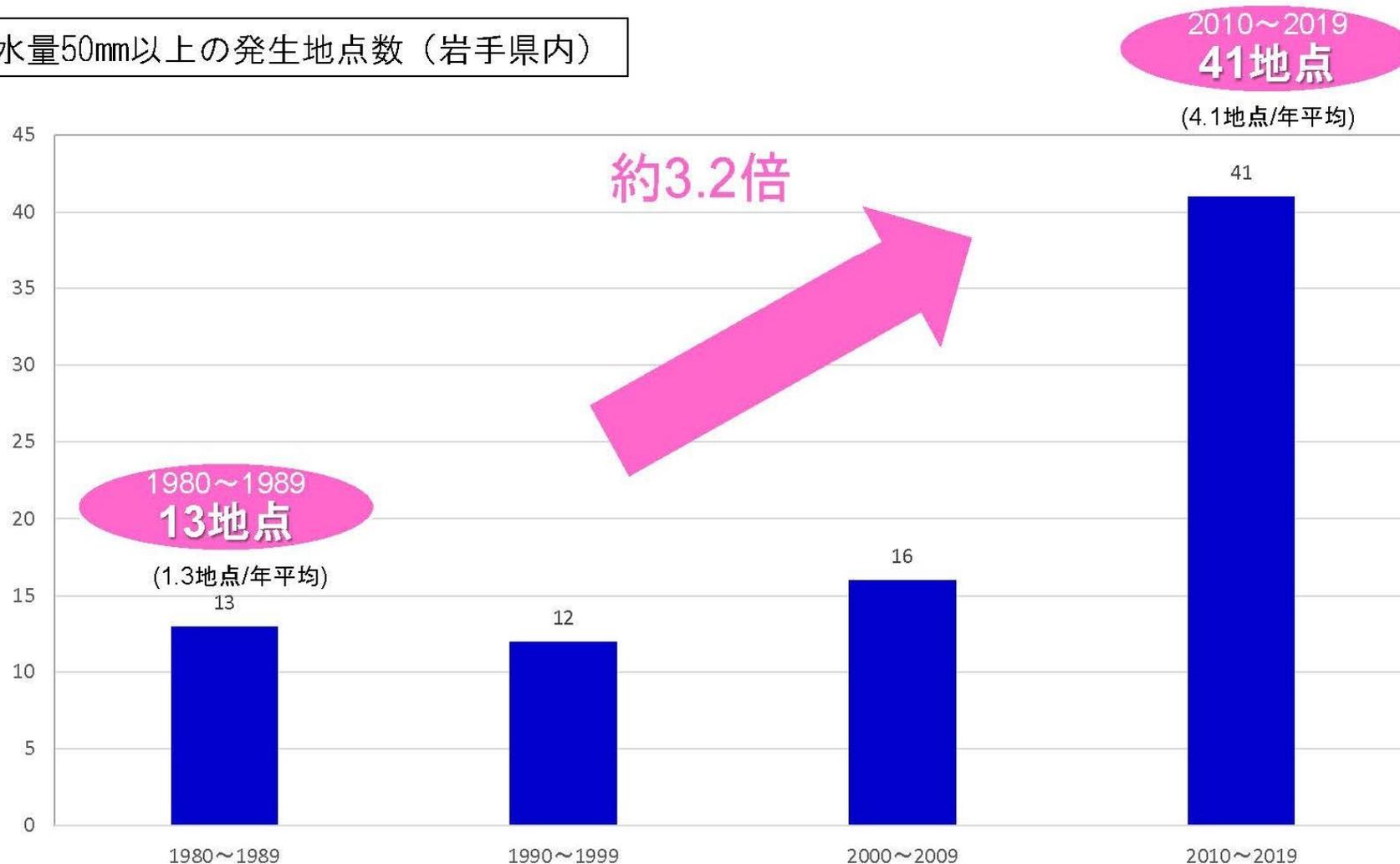
町立一戸南小学校
岩根橋

東北電力
福岡発電所取水堰

背景: 想定最大規模降雨による浸水範囲

- 岩手県内の1時間50mm以上の雨が降った地点数は、30～40年前と比較し約3.2倍に増加。
(1980年～1989年：13地点→2010年～2019年：41地点)

1時間降水量50mm以上の発生地点数（岩手県内）



※1980年から2019年において継続的に観測が実施されている岩手県内のアメダス雨量観測所38地点を対象に集計

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に必要なハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策を推進

R2.9.18 馬淵川流域治水協議会設立

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

- ◆ **流域水害対策計画を活用する河川の拡大**
 - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
- ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し**、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用等**を協議
 - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、**確実に実施**

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫**
 - 浸水被害防止区域を創設**し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
 - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等**により、危険エリアからの移転を促進
 - 災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

- ◆ **河川・下水道における対策の強化** ◎ 堤防整備等の**ハード対策を更に推進**(予算)
 - 利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
 - 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
 - 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - 貯留機能保全区域を創設**し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 都市部の緑地を保全**し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- ― 洪水等に対応した**ハザードマップの作成を中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- ― 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- ― 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が協同）の策定、河川管理者による施設整備の加速化、地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等、流域一体となった浸水被害防止のための対策を推進



河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による**雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理**ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で $0.1\sim 30\text{m}^3$ の間で基準緩和が可能）
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例

⇒流域水害対策計画にて検討



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

⇒指定後義務化

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

⇒流域水害対策計画にて検討

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まじづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

※国土交通省作成資料に加筆

- 葛巻町及び一戸町等を流下する馬淵川上流について、令和7年10月に県内で初となる特定都市河川に指定
- ハード整備の加速化に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進

位置図



■ 特定都市河川の指定概要

代表河川名：一級河川馬淵川

指定河川数：9河川

流域市町村数：4（二戸市、葛巻町、岩手町、一戸町）

○ 特定都市河川の指定後、流域の関係者による流域水害対策協議会を組織し、特定都市河川流域内における浸水被害の防止・軽減を図るため、「流域水害対策計画」を策定

特定都市河川の指定

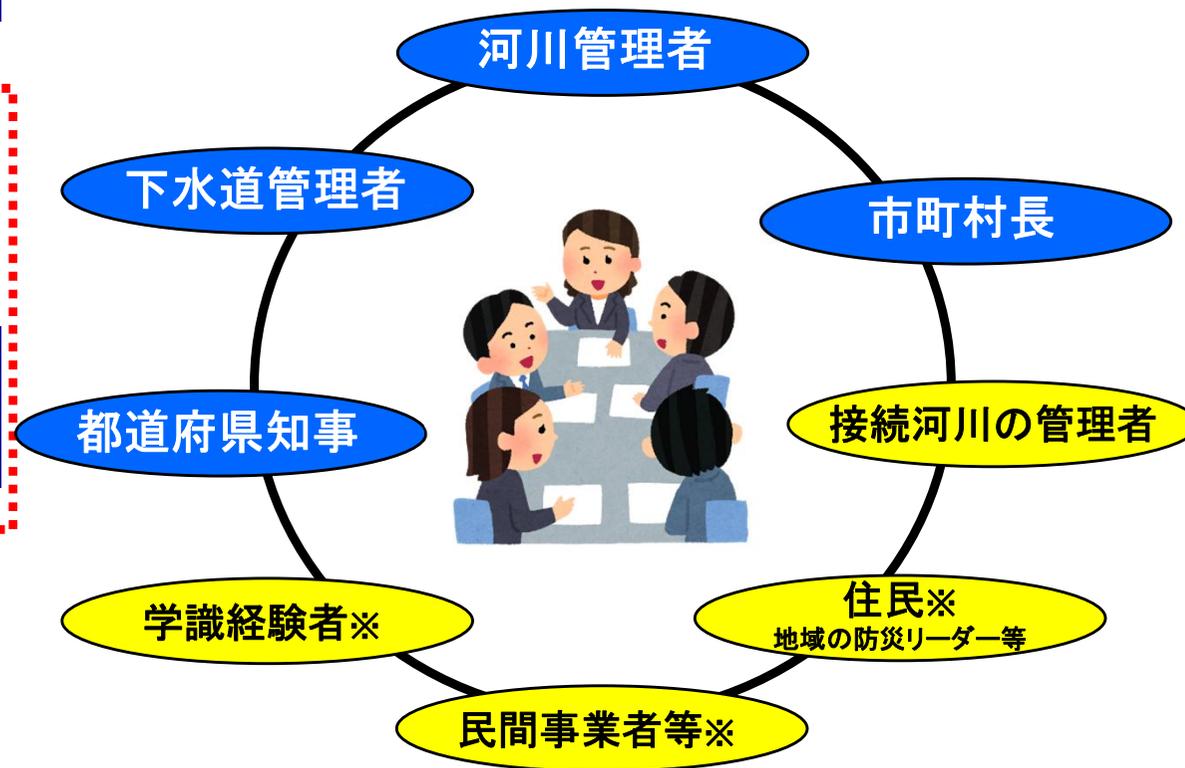
流域水害対策協議会の設置

計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される
浸水被害に対し、概ね20-30年の間に実施する取組を定める

協議会の構成イメージ



● : 流域水害対策計画策定主体
(※計画策定主体が必要と認める場合)

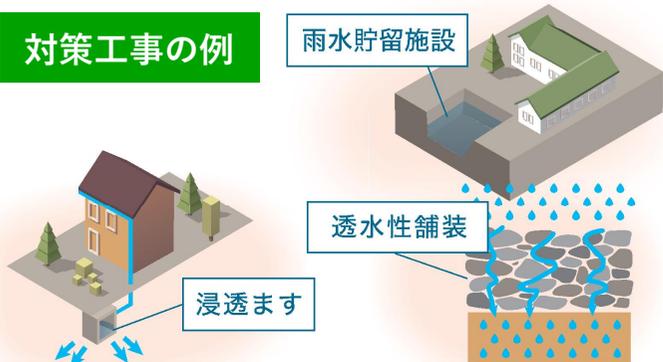
- 特定都市河川指定流域では、宅地等以外の土地で行う1,000m²※¹以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為)に対し、都道府県知事等※²の許可が必要。
- 特定都市河川指定後、特定都市河川流域内において、即時に施行される。
- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け、浸水被害の防止・軽減を図るもの。

※1 都道府県等の条例で500m²以上1,000m²未満とする範囲で別に定めることができる。

※2 指定都市、中核市、特例市又は都道府県知事の条例で地方自治法第3章に規定された事務処理を行うこととされた市町村の長を含む。

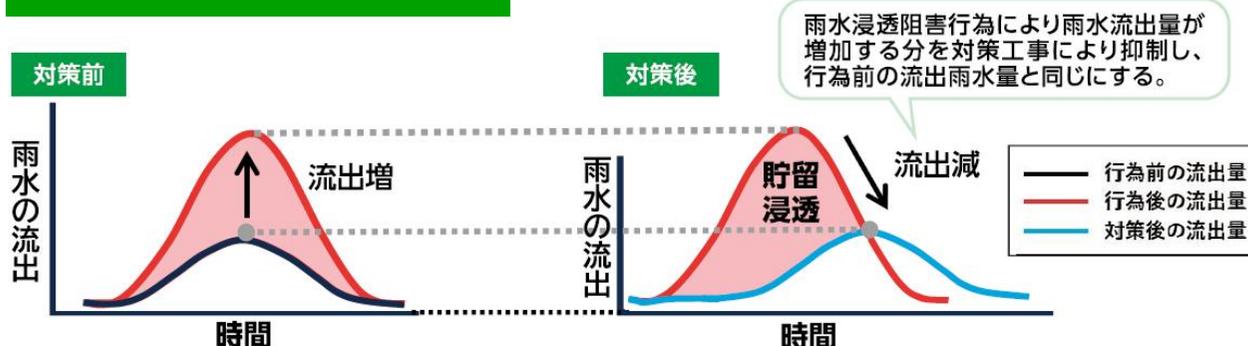
雨水浸透阻害行為の例

雨水浸透阻害行為とは現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為



雨水を貯留・浸透させる対策(雨水貯留浸透施設)の例

雨水の流出抑制のイメージ



開発により流出する雨水量が増
→流れ込む河川の水位に影響

対策工事により水を溜める
→時間をかけて河川に流す